

青森県報

第五百十号

令和四年
九月十二日
(月曜日)

目次

告 示

- 令和四年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領(財政課)……………一
- 鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………(自然保護課)……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(健康福祉課)……………二
- 右 同……………()……………三
- 右 同……………()……………三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………()……………三
- 右 同……………()……………三

告 示

青森県告示第四百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき令和四年八月三日専決処分した令和四年度青森県一般会計補正予算(専決第二号)の要領は、次のとおりである。

令和四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

令和4年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)

令和4年度青森県一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667,003千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ746,911,620千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			
5	地方交付税	214,652,264	205,044	214,857,308
1	地方交付税	214,652,264	205,044	214,857,308
9	国庫支出金	153,986,768	205,044	154,191,812
1	国庫負担金	41,216,385	205,044	41,421,429
14	諸収入	73,734,284	256,915	73,991,199
7	雑収入	4,790,174	256,915	5,047,089
歳入合計		746,244,617	667,003	746,911,620
歳 出		補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
款	項			

4 環 境 保 健 費	64,781,890	667,003	65,448,893
1 公 衆 衛 生 費	48,186,708	667,003	48,853,711
歳 出 合 計	746,244,617	667,003	746,911,620

青森県告示第四百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更認定年月日

令和四年九月五日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目一二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第四百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者 名称	つがる西北五 広域連合	居宅介護 事業の種 類	居宅介護事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地				
居宅療養 管理指導	五所川原市字 岩木町一二の 三				

青森県告示第四百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業者
主たる事務所の所在地	つがる西北五 広域連合	主たる事務所の所在地	五所川原市字 岩木町一二の 三
介護予防事業の種類	訪問看護 訪問リハ 介護予防 シオリテ 居宅療養 管理指導	介護予防事業の種類	訪問看護 訪問リハ 介護予防 シオリテ 居宅療養 管理指導
名 称	つがる西北五 広域連合 かな	名 称	つがる西北五 広域連合 かな
所在地	五所川原市金 木町一三の一	所在地	五所川原市金 木町一三の一
指定期間	令和 四・七・一	指定期間	令和 四・七・一

青森県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防・日常生活支援事業者	名 称	介護予防・日常生活支援事業者
主たる事務所の所在地	つがる西北五 広域連合	主たる事務所の所在地	つがる西北五 広域連合
介護予防事業の種類	訪問看護 訪問リハ 介護予防 シオリテ 居宅療養 管理指導	介護予防事業の種類	訪問看護 訪問リハ 介護予防 シオリテ 居宅療養 管理指導
名 称	つがる西北五 広域連合 かな	名 称	つがる西北五 広域連合 かな
所在地	五所川原市金 木町一三の一	所在地	五所川原市金 木町一三の一
指定期間	令和 四・七・一	指定期間	令和 四・七・一

北部上北広域 事務組合公立 野辺地病院	上北郡野辺地 町字鳴沢九の 一二	介護予防 支援	野辺地町地域 包括支援セン ター	上北郡野辺地 町字鳴沢九の 一二	令和 四・四・一
---------------------------	------------------------	------------	------------------------	------------------------	-------------

青森県告示第五百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	つがる西北五 広域連合	主たる事務所の所在地	つがる西北五 広域連合 かな
居宅介護事業の種類	訪問リハ シオリテ 居宅療養 管理指導	居宅介護事業の種類	訪問リハ シオリテ 居宅療養 管理指導
名 称	つがる西北五 広域連合 かな	名 称	つがる西北五 広域連合 かな
所在地	五所川原市字 岩木町一二の 三	所在地	五所川原市金 木町菅原一三 の一
指定期間	令和 四・七・一	指定期間	令和 四・七・一

青森県告示第五百一十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のため

